

GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発行するGO!GO!へらそうくに掲載する広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の媒体は、年1回発行のGO!GO!へらそうくんとする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告を掲載することができる者及び広告の内容は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日施行）の規定に準ずるものとする。

(広告の寸法、掲載位置及び掲載料金)

第4条 広告の寸法、掲載位置及び掲載料金は、別表第1に定めるとおりとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という）の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、GO!GO!へらそうくん及び千葉市リサイクルホームページで市により行うものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市に掲載月前月の末日までに納入通知書により納入するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、GO!GO!へらそうくん広告掲載申込書（様式第1号）により、環境局長が指定する期間内に市長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第3条の規定により、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等についてGO!GO!へらそうくん広告掲載決定通知書（様式第2号）又はGO!GO!へらそうくん広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告掲載希望者が枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 市内に本店を有する事業者
- (2) 市内に支店を有する事業者
- (3) その他

4 広告掲載希望者が枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告主は、掲載内容及び条件等を記載したGO!GO!へらそうくん広告掲載承諾書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第11条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) その他、市長が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により、広告掲載の取り下げを求めることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載の取り下げを求めるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 広告主は、広告の掲載により損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(裁判所の所管)

第15条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

別表 第1

寸 法	掲載位置	掲載料金
縦 15 mm × 横 510 mm	2・3頁の余白部分(下部のみ)	20,000 円
縦 15 mm × 横 255 mm	4頁の余白部分(下部のみ)	12,000 円

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行し、クリーンネットちばNo. 60号から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月12日から施行し、クリーンネットちばNo. 61号から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月12日から施行し、GO!GO!へらそうくん創刊号から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、GO!GO!へらそうくんNo. 2号から適用する。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行し、GO!GO!へらそうくん No. 8号から適用する。

GO!GO!へらそうくん広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

氏名

〔	法人その他の団体にあつ	〕
	ては名称及び代表者の氏	
	名	

住所

〔	法人その他の団体にあつ	〕
	ては事務所又は事業所の	
	所在地	

GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領第7条の規定により、下記のとおり広告掲載を申込みます。申込みに当たっては、GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領の内容を遵守します。

記

1 広告内容等

(1) 掲載希望ページ

(2) 広告の内容

(3) 業種

2 担当者連絡先

(1) 氏 名 :

(2) E - m a i l : @

(3) 連絡先電話番号 :

(4) F A X 番 号 :

様式第2号

GO!GO!へらそうくん広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおり掲載することと決定しましたので通知します。

記

1 広告内容等について

(1) 掲載ページ

(2) 広告の内容

2 条件等について

(1) 広告掲載料

(2) 広告掲載料納付期限

(3) 広告原稿提出期限

(4) 広告原稿提出先

3 その他

所管課			
担当		班	
電話番号		E-mail	

様式第3号

GO!GO!へらそうくん広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長

GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領第8条第1項の規定により、下記のとおり掲載しないことと決定しましたので通知します。

記

1 申し込み概要について

(1) 掲載ページ

(2) 広告の内容

2 掲載しない理由

3 その他

所管課			
担当		班	
電話番号		E-mail	

GO!GO!へらそうくん広告掲載承諾書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

氏名	〔法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名〕
住所	

印

GO!GO!へらそうくんの広告掲載に当たっては、GO!GO!へらそうくん広告掲載取扱要領を遵守し、下記のとおり承諾します。

記

1 広告内容

2 条件等について

(1) 広告掲載料

(2) 広告原稿提出期限

(3) 広告原稿提出先

3 その他